

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成29年 7月 21日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市 中央区 久太郎町 2-4-31 クラボウ本社ビル4F		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本ジフィー食品株式会社 取締役社長 小谷 一美 TEL 06-6271-1510					
主たる業種	他に分類されない食品製造業			細分類番号	0   9   9   9		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準とし、平成26年度～平成28年度の前単位(CO2/t)を平均1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	取締役社長を委員長とするCSR委員会において、平成25年度を基準とする実施計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		6,482.3 トン	6,962.7 トン	7,343.3 トン	7,516.3 トン	12.2 パーセント
	評価の対象となる排出の量		6,242.0 トン	6,962.7 トン	7,343.3 トン	7,516.3 トン	16.5 パーセント
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価		計画上予測より生産重量が22.2%と大きく増加した為、排出量を押し上げた。ただし昨対比で生産重量で16.2%増である中、排出量は2.4%増で収まっている為、一定の評価が出来ると思える。計画年度の三カ年に渡り、同様の傾向であった。				
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
		工場	事業活動に伴う排出の量 (生産重量)	6.34	6.07	5.88	5.35
			事業活動に伴う排出の量 ( )				
実績に対する自己評価		各種省エネ施策を積極的に実施・展開したことから原単位を大きく減少させることが出来、目標よりも2%強の減少となった。ただし三カ年での目標には期初の設定値が高いこともあり若干届かなかった。					
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考
			100.0 パーセント	100.0 パーセント	106.0 パーセント	106.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度		①冷凍庫用冷却水循環ポンプ設置。②乾燥機設備のインバーター制御化。③照明のLED化推進(研究開発棟及び新事務所)。④新事務所建設に於いてセンサーによる自動調光システム及び空調機器高効率タイプ選定。⑤照明の間引き。⑥セーフティ&エコドライブキャンペーンに参画、従業員に周知及びエコドライブ推進者認定取得(1名)。				
	(27)年度		①除湿機全台及び井戸揚水ポンプ1台をインバーター制御化。②ボイラー燃料使用量削減装置の工場運用(これにて工場全体を網羅)。③空調機・トランス・ポンプ・プロアを高効率タイプに更新(計9機)。④照明のLED化推進(計200灯の更新)。⑤毎月省エネパトロールの実施、改善及び現場への指導を行う。				
	(28)年度		①ボイラー併体洗浄による効率のアップ。②空調機・ポンプ・プロア等を高効率タイプに更新(計10機)。③機器のインバーター制御化(2台)。④照明のLED化推進(約300灯の更新)。⑤排水量の見える化による排水量の削減。⑥給排気設備の停止時間の見直し。⑦大型冷凍庫の断熱処理				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		新たに雇用する従業員については通勤に自家用車の使用を認めず、公共交通機関を使用した通勤とした。又、従業員に公共交通機関ないしは自転車の通勤を奨励し、自家用車通勤への変更も原則認めない方針とした。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		駐車場の一部を完全緑地とした(駐車させない)。バイク置場の駐車数も減少しており、効果はあると判断している。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分		第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの			トン	トン	トン	
	地域産木材の利用によるもの			トン	トン	トン	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの			トン	トン	トン	
	グリーン電力証書等の購入によるもの			トン	トン	トン	
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの			トン	トン	トン	
合 計			0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	廃棄物の排出量を把握した上、「再資源化率99%以上」の目標を掲げ温暖化対策に努めている(平成28年度再資源化率99%)。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量		第1年度	第2年度	第3年度		
		トン	トン	トン	トン		

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。